

## 2012 年世界無線通信会議（WRC-12）の各議題に対する我が国の考え方

### 議題 1.1 脚注からの自国の国名の削除

決議第 26（WRC-07、改）に従い、主管庁からの要求を考慮し、不要な場合には、当該国の脚注を削除し、又は、脚注から当該国の国名を削除すること。

#### <議題の概要>

無線通信規則の周波数分配表を簡素化するため、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

#### <考え方>

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

### 議題 1.2 国際的な周波数管理枠組の見直し

決議第 951（WRC-07、改）に基づく国際電気通信連合会無線通信部門（ITU-R）での研究を考慮し、国際的な周波数管理の枠組を改善するために適切な措置を執ること。

#### <議題の概要>

現在の無線通信業務とその利用を考慮しつつ、現在そして将来の無線応用技術の要求を満たすべく、無線通信規則の拡張を行う際の考え方と手続に関する ITU-R での検討を考慮し、一般的な周波数分配及び手続事項について研究を行うもの。

#### <考え方>

既存システムや既存の業務に影響を与えることのないようにすることに留意すべきことを踏まえ、固定業務及び移動業務について、既存の定義等を維持することが適当である。

### 議題 1.3 無人航空機システム（UAS）のための周波数及び規制関連事項

決議第 421（WRC-07）に従い、UAS の安全な運用を可能にするために、ITU-R の研究結果に基づき、スペクトルの必要性及び周波数の分配も含めた可能な規制上の措置を検討すること。

#### <議題の概要>

無人航空機（UA）の遠隔操縦に係る「指令・制御・管制中継用」それぞれの周波数や安全航行に係る周波数について、追加分配を含むスペクトル要求及び実行可能な制度について検討するもの。

WRC-12 では、UA の運航に必要な周波数分配を決定するための「技術・制度・運用」に係るそれぞれの勧告案の策定、他業務との共用検討及び UAS 搭載物の種類別に必要な通信手段に係る報告又は勧告案の検討を行う。

<考え方>

UA の安全運用のために使用する UAS の周波数帯域は、UAS の行う無線通信が航空移動衛星 (R) 業務 (AMS(R)S)、航空移動 (R) 業務 (AM(R)S) 及び／又は航空無線航行業務 (ARNS) に該当すると考えられることから、AMS(R)S、AM(R)S 及び／又は ARNS に分配された既存の周波数帯を使用することが適当と考える。

UAS の衛星無線通信について、ITU-R の検討において、既存の 5030-5091MHz 帯の AMS(R)S 分配帯域で UAS の衛星の周波数需要 (56MHz) は満たされるという結果であることから、UA と衛星間、無人航空機制御局 (UACS) (移動又は固定) と衛星間のリンクで、既存の AMS(R)S 分配が使用されるのが適当と考える。

UAS の地上無線通信について、ITU-R の検討において、既存の 960-1164MHz 帯の AM(R)S 分配帯域で UAS の地上の周波数需要 (34MHz) はすべて満たされないという結果であることから、ITU-R において進行中の両立性・共用検討が既存業務の保護の観点から満足のいく結果となることを条件に、UA と UACS 間のリンクのため、5030-5091MHz 帯に新たに AM(R)S を分配することを支持する。5030-5091MHz 帯以外への新規 AM(R)S 分配は支持しない。

**議題 1.4 112-117.975MHz 帯, 960-1164MHz 帯及び 5000-5030MHz 帯における航空移動 (R)業務 (AM(R)S) の導入の促進**

決議第 413 (WRC-07、改)、第 417 (WRC-07) 及び第 420 (WRC-07) の規定に従い、112-117.975MHz 帯、960-1164MHz 帯及び 5000-5030MHz 帯の各周波数帯において新しい AM(R)S システムの導入を促進させるような何らかの規制上の更なる方策を、ITU-R の研究結果に基づいて検討すること。

<議題の概要>

①108-117.975MHz 帯 (決議第 413)

108-117.975MHz 帯を使用する AM(R)S (112MHz 以下の周波数帯については ICAO で定められたものを除き、原則使用禁止) について、87-108MHz 帯を使用する放送業務 (FM 放送及び ITU-R 勧告 BS.1114 に基づくデジタル音声放送) との両立性検討を行い、勧告案の策定を行うもの。

## ②960-1164MHz 帯（決議第 417）

960-1164MHz 帯を使用する AM(R)S について、航空無線航法システム（同一周波数帯を使用する航空無線航行業務（ARNS））及び衛星測位システム（1164MHz-1215MHz 帯を使用する無線航行衛星業務（RNSS））との共用・両立性検討を行うもの。

## ③5000-5030MHz 帯（決議第 420）

空港面におけるアプリケーションを目的とした AM(R)S について、5091-5150MHz 帯が周波数要求を満足するか優先的に調査を行い、必要な場合には 5000-5030MHz 帯の分配可能性を調査する。また、5000-5030MHz 帯を使用する AM(R)S について、同周波数帯の衛星測位業務及び 4990-5000MHz 帯を使用する電波天文業務（RAS）との共用検討を行い、勧告案の策定を行うもの。

### <考え方>

- (1) 決議第 413（WRC-07、改）に従って、新しい AM(R)S システムの導入を促進するための、ITU-R における 108-117.975 MHz 帯で運用する AM(R)S と 108 MHz 以下のデジタル音声放送（ITU-R 勧告 BS.1114）との両立性検討の継続実施を支持する。
- (2) 決議第 417（WRC-07）に従って、960-1164 MHz 帯における新しい AM(R)S システムの導入を促進するための、当該帯域の ARNS システム及び隣接する 1164-1215MHz 帯の RNSS システムに有害な混信を生じさせないように、AM(R)S 局に実効等価等方輻射電力(e.i.r.p.)の制限を課すとする ITU-R の検討結果を支持する。
- (3) 決議第 420（WRC-07）について、ITU-R における 5091-5150 MHz 帯で 5GHz 帯の AM(R)S 周波数需要が満たされるかの検討は、慎重になされるべきである。

WRC-12 議題 1.3 において、UAS 使用のための 5000-5030MHz 帯への AM(R)S 分配が WRC 準備会合（CPM）報告書中に残っているものの、5000-5010MHz 帯の航空アプリケーションへの使用について WRC-12 議題 1.4 の空港面アプリケーションの AM(R)S と WRC-12 議題 1.3 の UAS の AM(R)S とのいずれかにするのか、両者の共存にするのか、共存の可能性はあるのか等の議論がまだ開始されてもいない状況である。この状況を考えると、WRC-12 議題 1.3 と 1.4 のいずれにおいても 5000-5030MHz 帯又はこの一部の周波数帯への AM(R)S 分配の結論を出すには時期尚早のため、慎重な対応が必要である。

上記の議論が解決し、空港面アプリケーションのための AM(R)S の需要が確実であるとの判断により 5000-5010 MHz の分配可能性が調査される場合においては、AM(R)S が RAS 及び RNSS を含む既存又は計画中の無線通信業務に有害な混信及び過度な制約を与えないことが示される必要があると考える。

### **議題 1.5 電子式ニュース取材方式 (ENG) のための世界共通又は地域共通な周波数事項の検討**

決議第 954 (WRC-07) 及び ITU-R での検討に基づき、ENG のための世界共通又は地域共通な周波数事項の検討を行うこと。

#### **<議題の概要>**

ITU-R での検討に基づき、WRC-12 において、ENG のための周波数幅及びチューニング範囲に関して、世界共通又は地域共通の周波数帯域特定の実行可能性について検討するもの。

また、ENG の周波数の調和を可能とする手法について特定するもの。

#### **<考え方>**

世界共通／地域共通の ENG 用周波数の特定については、各国に対する強制力を伴わず、かつ、既に運用されている全ての無線通信業務等に影響が及ばないようにすることが適当であるとする。

### **議題 1.6 275-3000GHz の受動業務周波数利用に関する無線通信規則 (RR) 脚注 5.565 (以下脚注 5.565 とする) の見直し及び光空間通信に関する手続事項の検討**

決議第 950(改、WRC-07)に従い、275GHz から 3000GHz における受動業務によるスペクトラム利用を現行化するため、脚注 5.565 を見直すこと、また、決議第 955(WRC-07)に従い、ITU-R の研究結果を考慮しつつ、自由空間光通信リンクのために可能な手続を検討すること。

#### **<議題の概要>**

本議題は、二つの決議 (950、955) に関連するものであり、決議毎に分けて検討されている。

- ① 日・米・加・欧州共同の電波天文観測計画等の受動業務のための周波数利用を検討するもの【275-3000GHz、決議第 950】
- ② 自由空間光通信リンクのための可能な手続を検討するもの【3000GHz 超、決議第 955】

#### **<考え方>**

- ① 決議第 950 関係 (275-3000GHz)  
WRC 準備会合 (CPM) 報告書における脚注 5.565 の見直しを支持する。
- ② 決議第 955 関係 (3000GHz 超)  
CPM 報告書における RR への変更なしを支持する。

### **議題 1.7 1.5/1.6 GHz における航空移動衛星(R)業務 (AMS(R)S) 用周波数の長期安定的な使用**

決議第 222 (WRC-07、改) の規定に従い、AMS(R)S の要請を満たすのに必要な長期的なスペクトルの使用可能性及びスペクトルへのアクセスを確保するために、ITU-R の研究の結果を検討し、1525-1559MHz 帯及び 1626.5-1660.5MHz 帯での移動衛星業務(MSS)への一般的な分配は変更せずに、この問題に関して適当な措置を執ること。

#### **<議題の概要>**

AMS(R)S の安定した周波数利用を確立するため、適切な技術、運用及び規則を検討するもの。

#### **<考え方>**

- (1) 決議第 222 に基づく研究により、MSS に分配され無線通信規則 (RR) 脚注 5.357A により AMS(R)S への優先が与えられている 1545-1555 MHz 帯及び 1646.5-1656.5 MHz 帯 (2×10MHz 幅) で、AMS(R)S 通信の長期需要は満たされるものとする。
- (2) RR 脚注 5.357A 及び決議第 222 による AMS(R)S 周波数の優先使用規定を実効的なものにするためには現在の手続きを改善する必要がある。
- (3) AMS(R)S の周波数要求量は事業者間会合から独立した世界的な協議組織において合意された手法 (勧告) に基づき決定され、この要求量は MSS への周波数割当てに先立ち優先的に割り当てるとする議題 1.7 の解決方法を支持する。
- (4) 前項の手続の実行に有用である ITU-R における AMS(R)S の周波数要求量決定の手法に係る研究の推進を支持する。また、AMS(R)S の周波数要求量決定方法に係る ITU-R 勧告を早期に完成させることが望ましいと考える。

### **議題 1.8 71-238GHz の固定業務に関連する技術的、規則的事項の検討**

決議第 731 (WRC-2000) 及び 732 (WRC-2000) に従い、71-238GHz 帯における固定業務に関連する技術的、規則的事項について検討すること。

#### **<議題の概要>**

決議第 731 (71GHz 以上における受動及び能動業務間の共用及び隣接周波数帯の両立性に関する問題の検討) 及び決議第 732 (71GHz 以上における能動業務間の共用に関する問題の検討) に基づいて検討するもの。

#### **<考え方>**

受動業務に配慮しつつ、71GHz-238GHz 帯における固定業務の研究開発等に制約がかからないようにすることが適当であるとする。

## **議題 1.9 海上移動業務における新デジタル技術の導入のための付録第 17 号の周波数及びチャンネル配置の見直し**

新しいデジタル技術を海上移動業務に導入するために、決議第 351 (WRC 07、改) の規定に従い、無線通信規則(RR)付録第 17 号の周波数とチャンネルの配置を改訂すること。

### **<議題の概要>**

海上移動業務に HF デジタル通信を本格的に導入するために、RR 付録第 17 号の周波数とチャンネル配置の改訂と移行期間を明確にするもの。

#### **<考え方>**

新デジタル技術の導入にともなう付録第 17 号の改訂に当たっては、全世界的な海上遭難・安全システム (GMDSS) で使用するデジタル選択呼出 (DSC)、狭帯域直接印刷電信 (NBDP) 及び海上安全情報 (MSI) 用周波数の維持、既存システムとの共存、一定の移行期間の設定、A1A モールス通信の維持を望む主管庁は保護を求められないことを条件に継続使用を可能とするようにすることが、適当である。

また、新デジタル技術に使用する帯域については、帯域幅が規定されていないと、主管庁や地域により通信チャンネル及び帯域幅が独自に設定される恐れがあり、通信に混乱をきたすこととなることから、帯域幅とチャンネルを規定するようにすることが適当である。

#### 1) 付録第 17 号 Part A について

- ① 幾つかのチャンネルを加えた上で、GMDSS 要件 (付録第 15 号) に含まれるコアバンドに対する現在の NBDP 周波数を減らし、コアバンドでの他の技術での使用を禁止すること。
- ② コアバンドに含まれていない NBDP 周波数帯を、移行期間後に新データ交換技術 (ITU-R 勧告 M.1798) に開放する。その際、保護を求められず、また混信を起こさない条件で NBDP の継続使用を認めること。
- ③ ファクシミリ、広帯域電信、モールス電信周波数帯をデジタル変調送信に開放する。その際、保護を求められず、また混信を起こさない条件でファクシミリ、広帯域電信、モールス電信の継続使用を認めること。
- ④ 無線電話用デュープレックスチャンネル (付録第 25 号に関連) は現状のままとするが、無線電話を使用する海上移動業務の他局からの保護を求めず、また他局への妨害を与えない条件で、付録第 25 号の割当計画に従って無線電話バンドでのデジタル変調送信の使用を認めること。

#### 2) 付録第 17 号 Part B について

- ① NBDP 一般通信の使用が変わらない間、移行期間を設定しデジタル通信を導入する主管庁は影響を受ける主管庁と調整を図ること。

- ② 移行期間の終了後には NBDP 送信はコアバンド外で停止するが、希望する主管庁は、デジタル変調送信を使用する海上移動業務局に対してクレーム申立てできない条件で NBDP の継続使用も可能とすること。
- ③ 移行期間の終了は、2017 年 1 月 1 日とすること。
- ④ ファクシミリ、広帯域電信、モールス電信の周波数帯では、移行期間なしでデジタル変調送信を導入できること。
- ⑤ 2017 年 1 月 1 日以降、デジタル変調送信を行う局への周波数割当ては、影響を受ける主管庁との調整を行うこと。
- ⑥ シンプレックス無線電話専用バンドは変更しないが、無線電話を使用する海上移動業務の他局からの保護を求めず、また他局へ妨害を与えない条件でデジタル変調送信の使用を認めること。
- ⑦ 付録第 25 号は変更しないが、無線電話を使用する海上移動業務の他局からの保護を求めず、また他局への妨害を与えない条件で、付録第 25 号の割当計画に従って無線電話バンドでのデジタル変調送信の使用を認めること。

### 3) 付録第 17 号 Part A 及び Part B について

- ① 新たなデジタル技術のための帯域幅及びチャンネル配置は、付録第 17 号で特定されること。ITU-R 勧告 M.1798 は、二つの 3kHz 帯域幅のシステムと 10-20kHz 帯域幅を使用する一つの広帯域システムを記述しており、新たなデジタル技術のための基本の帯域幅は 3kHz であり、広帯域システムのための複数の 3kHz の連続チャンネルの使用を許可すること。
- ② 維持された NBDP 帯は、デジタル技術を可能にするため縮小されること。しかしながら、既存の公衆業務を収容するため、十分な対チャンネルが残ること。
- ③ MSI 周波数は、明確な指示を示し、適切な保護を提供するため、NBDP コアバンドに含まれること。
- ④ スペクトルの有効利用のため、新たなデジタル技術のための Part A の周波数帯は、3kHz 帯域幅のチャンネルに調整されること。しかしながら、広帯域システムのため連続する複数の 3kHz チャンネルを許可すること。
- ⑤ 新たなデジタル技術のための追加の周波数は、海岸局と船舶局の対チャンネルを特定すること。

### **議題 1.10 船舶港湾安全システムの運用に関する周波数関連事項**

決議第 357 (WRC-07) の規定に従い、船舶と港湾のための安全システムの運用に関する周波数の分配の要請及び関連する規制上の条項を検討すること。

#### **<議題の概要>**

①船舶と港湾の保安と海上安全システムの運用のために無線通信規則の関連条項の改正、②海上移動業務に対して 1GHz 以下の新たな周波数分配及び③海上移動業務に分配されている 156-162.025MHz 帯の海上移動衛星業務への追加分配を検討するもの。

#### **<考え方>**

- ・ 船舶自動識別装置 (AIS) 1 及び AIS2 のチャンネル (161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz) が他の業務 (固定、陸上移動、航空移動) から確実に保護されるよう、現在の分配 (固定、移動) を海上移動業務への排他的な分配に変更するのが適当である。
- ・ AIS 情報のみを衛星で受信するようにするため、遭難安全呼出のため排他的に海上移動業務に分配されている 16 チャンネルの上下のチャンネルである 75 及び 76 チャンネルに移動衛星業務 (地球から宇宙) を分配するのが適当である。移動衛星業務 (地球から宇宙) への分配は、将来の使用拡大を考慮し、一次分配とすることが適当である。
- ・ 船舶と港湾のための安全・保安情報の放送の実施のため、無線電信に使用される 495-505kHz 帯の現在の分配 (移動業務) を、海上移動業務への排他的な一次分配に変更するのを支持する。
- ・ 新たなデジタル技術の本格的な導入のため、よりまとまって多くの帯域が確保され、デジタル通信の使用が他のアナログ通信に対し優先されるよう、付録第 18 号が改訂されるのが適当である。

### **議題 1.11 22.55-23.15GHz 帯における宇宙研究業務への一次分配の検討**

決議第 753 (WRC-07) の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、22.55-23.15GHz 帯における宇宙研究業務 (地球から宇宙) への一次分配を検討すること。

#### **<議題の概要>**

月探査ミッション等で使用される 25.5-27GHz 帯ダウンリンクとペアになるアップリンク周波数帯を確保する目的で、22.55-23.15GHz 帯における宇宙研究業務への一次分配を検討するため、宇宙研究業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改訂について研究するもの。



**<考え方>**

ITU-R における共用・両立性検討の結果を踏まえ、月探査ミッション等を支援するため、22.55-23.15GHz 帯の宇宙研究業務（地球から宇宙）への一次分配を支持する。

分配に当たっては、近隣の主管庁における既存及び将来の固定業務及び移動業務システムの展開を保護するため、宇宙研究業務地球局を近隣の主管庁の国境から少なくとも54km 離し、また、無線通信規則第 21.8 条の実効等価等方輻射電力（e.i.r.p.）制限値を適用する。

**議題 1.12 37-38GHz 帯における航空移動業務からの混信に対するその他業務の保護**

決議第 754（WRC-07）の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、37-38GHz 帯における一次業務を、航空移動業務の運用によって生じる混信から保護すること。

**<議題の概要>**

37-38GHz 帯における一次業務を航空移動業務による混信から保護する目的で、航空移動業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改訂について研究するもの。

**<考え方>**

ITU-R における共用研究を考慮し、また、固定業務から航空移動業務に混信を受けることが考えられることを考慮して、37-38GHz 帯における航空移動業務から他の一次業務の保護のため、37-38GHz 帯における移動業務の分配を、航空移動業務を除く移動業務の分配に変更することを支持する。

**議題 1.13 第一地域及び第三地域の 21.4-22GHz における放送衛星業務（BSS）と関連するフィーダリンクの周波数利用**

決議第 551（WRC-07）に基づく ITU-R の研究を考慮し、第一及び第三地域における 21.4-22GHz 帯 BSS と、それに関連するフィーダリンクについて周波数利用法を決定する。

**<議題の概要>**

第一、第三地域における 21.4-22GHz 帯(21GHz 帯)BSS とそれに関連するフィーダリンクに関する研究結果をレビューし利用方法を決定するもの。

#### <考え方>

第三地域における 21GHz 帯を使用する将来の放送衛星サービスの利用可能性を確保する観点ならびに 21.2-21.4GHz 帯及び 22.21-22.5GHz 帯を利用する他業務の保護の観点もふまえつつ、第三地域における降雨減衰量や将来のスーパーハイビジョン放送の特性を考慮し、21GHz 帯 BSS の電力束密度値として $-105 \text{ dB(W/(m}^2 \cdot \text{MHz))}$  が、降雨減衰が大きな第三地域において高いサービス時間率で BSS を実現するために考慮されるべきであり、21GHz 帯を利用する将来の BSS の導入に支障がないよう、現行の暫定手続（無線通信規則第 9 条、第 11 条）の恒久的な維持を支持する。また、21GHz 帯を利用する将来の BSS の導入に支障がないよう適切に検討されるべきである。

衛星間調整手続について、21GHz 帯のプラン化に反対し、現行の暫定手続が恒久的になる手続を最も支持する。しかしながら、調整メカニズムや真正性手続の透明性及び正確性を向上する手続については、反対しない。

21GHz 帯 BSS に関連するフィーダリンク帯（第一地域と第三地域）に追加分配されるべき帯域について、特段の意見はない。

第一地域・第三地域における BSS と全地域における地上業務との共用について、現行の BSS の優位性の維持を支持し、地上業務が BSS と同地位としての分配に反対する。しかしながら、WRC 準備会合（CPM）報告書の未了事項の ITU-R における第二地域の地上業務と第一地域・第三地域の BSS との共用検討に関する研究については支持する。

#### **議題 1.14 VHF 帯における無線標定業務（RLS）への分配の検討**

決議第 611（WRC-07）に基づき、RLS の新たなアプリケーションのための必要条件を考慮し、30-300MHz 帯における RLS の導入に向けた周波数分配あるいは規定について検討すること。

#### <議題の概要>

ITU-R での研究結果に基づき、RLS の新しいアプリケーション導入のため、2MHz 幅を上限として当該業務への 30-300MHz 帯への一次的基礎での分配を検討するもの。

#### <考え方>

154-156MHz 帯においては、現在一次分配されている業務を保護すべきであり、既存業務及びそれら業務の将来の発展にどのような制約も与えてはならないと考える。

### 議題 1.15 3-50MHz における海洋レーダーへの周波数分配の検討

決議第 612 (WRC-07) の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、海洋レーダーのアプリケーションのための、3-50MHz 帯の範囲での無線標定業務への可能な分配を検討すること。

#### <議題の概要>

- (1) ITU-R は 3-50MHz において海洋レーダーアプリケーションのための適切な周波数帯域と共用検討のために必要な海洋レーダーの特性を確認すること。
- (2) ITU-R は(1)で特定した周波数帯における既存業務との共用検討を行うこと。
- (3) (2)の検討によって既存業務との両立性が確認されたなら、WRC-12 において 3-50MHz のいくつかの適切な周波数帯域において海洋レーダーへの周波数分配を行うよう勧告する。

#### <考え方>

ITU-R における共用検討の結果を踏まえ、また、我が国における無線局の利用状況を踏まえ、海洋レーダーの運用のために 3-50MHz 帯の範囲内の以下の周波数帯のすべて、いくつか又はその一部に無線標定業務へ一次又は二次分配することを支持する。

当該周波数帯において、固定業務及び陸上移動業務のみへの分配がある帯域には、固定業務又は陸上移動業務から混信があった際に海洋レーダーの保護を当該業務に求めることが必要であるため一次分配を、また、海上移動業務への分配がある帯域には、海上移動業務から混信があった際に海洋レーダーの保護を当該業務に求めるのは当該業務に制約を課すことにつながり得るため二次分配を、それぞれ優先的に行うのが適当である。

また、海洋レーダーの運用（長距離／高分解能）のため、各帯域において、以下の帯域幅がそれぞれ確保されることが必要である。

- ・ 4.5 MHz±1 MHz 帯においては、連続する 100 kHz 幅又は二つの 50 kHz 幅
- ・ 9 MHz±2 MHz 帯、13 MHz±1 MHz 帯、16 MHz±2 MHz 帯においては、連続する 200 kHz 幅又は二つの 100 kHz 幅
- ・ 26 MHz±4 MHz 帯においては、連続する 300 kHz 幅又は二つの 150 kHz 幅
- ・ 43 MHz±4 MHz帯においては、連続する1000 kHz幅又は二つの500 kHz幅

帯域	運用に必要な帯域幅	分配に適した帯域	分配方法
4.5MHz ± 1MHz	1 × 100 kHz 又は 2 × 50 kHz	5 060-5 450 kHz	二次
9 MHz ± 2 MHz	1 × 200 kHz 又は 2 × 100 kHz	7 450-8 100 kHz	二次
		9 040-9 400 kHz	一次
		9 900-9 995 kHz	一次
13 MHz ± 1 MHz	1 × 200 kHz 又は 2 × 100 kHz	13 870-14 000 kHz	二次

16 MHz ± 2 MHz	1 × 200 kHz 又は 2 × 100 kHz	14 350-14 990 kHz	二次
		15 800-16 360 kHz	一次
26 MHz ± 4 MHz	1 × 300 kHz 又は 2 × 150 kHz	22 855-23 000 kHz	一次
		23 000-23 200 kHz	二次
		24 000-24 890 kHz	一次
		25 210-25 550 kHz	二次
		26 175-27 500 kHz	二次
43 MHz ± 4 MHz	1 × 1000 kHz 又は 2 × 500 kHz	41.015-44 MHz	二次
		44-47 MHz	二次

#### **議題 1.16 20kHz 未満における雷観測のための気象援助業務の検討**

決議第 671 (WRC-07) の規定に従い、20kHz 未満の周波数範囲での分配可能性も含めて、気象援助業務における雷探知のための受動システムの必要性について検討し、適切な措置を執ること。

##### **<議題の概要>**

20kHz 未満の周波数帯における雷観測のための気象援助業務への分配を検討するため、気象援助業務の技術的条件や気象援助業務と既存業務との共用基準について研究するもの。

##### **<考え方>**

ITU-R における共用・両立性検討の結果を踏まえ、気象援助業務における雷検出のため、8.3-11.3kHz 帯に気象援助業務を一次分配することを支持する。

分配に当たっては、気象援助業務の局による 8.3-11.3kHz の周波数範囲の使用を受動に限り、また、9-11.3kHz 帯において気象援助業務の局は WRC-12 最終文書の発効日の前に無線通信局に通告のために提出された無線航行业務の局からの保護を求められないこととする。

#### **議題 1.17 第一及び第三地域の 790-862MHz における移動業務とその他の業務の共用検討**

決議第 749 (WRC-07) の規定に従い、第一及び第三地域での 790-862MHz 帯における移動業務とその他の業務との間の共用研究の結果を、この周波数帯に分配されている業務の十分な保護を確保するために検討し、必要な措置を執ること。

##### **<議題の概要>**

第一地域及び第三地域の 790-862MHz について、現在当該周波数が割り当てられている業務を保護するために、移動業務とその他の業務の共用検討を実施するもの。

＜考え方＞

- ・ 第三地域（イランを除く）においては、GE-06 協定に基づく規制事項が適用されるべきでなく、無線通信規則の変更は不要であるため、第三地域（イランを除く）に関するいずれの課題においても現行維持を支持する。
- ・ 既に移動業務が導入されている周波数帯であることに鑑み、移動業務に関し過度な制約を設けるべきではない。
- ・ 第一地域の放送業務、航空航行業務及び固定業務と、第三地域（イランを除く）の移動業務間の共用検討に関しては、これまで同様に主管庁間の二国間／多国間による調整が可能であることから、第三地域（イランを除く）に関する新勧告は不要である。

**議題 1.18 2483.5-2500MHz 帯における無線測位衛星業務（宇宙から地球）（RDSS（↓））  
の世界的な一次格上げについて**

決議 613（WRC-07）により、2483.5-2500MHz 帯における RDSS（↓）に対する既存の一次及び二次分配を世界的な一次分配に格上げすることについて検討し、ITU-R の研究に基づいて必要な規定を定めること。

＜議題の概要＞

2483.5-2500MHz 帯において、RDSS（↓）を世界的に一次分配した場合に、その他の業務との間で共用可能かどうか検討するもの。

＜考え方＞

2483.5-2500MHz 帯の RDSS（↓）への一次分配に関しては、WRC 準備会合（CPM）報告書の議題 1.18 の項目に記載されている既存システムが適切に保護される必要があると考える。

**議題 1.19 ソフトウェア無線（SDR）及びコグニティブ無線（CRS）の導入に向けた規制事項に関する検討**

決議第 956（WRC-07）の規定に従い、ITU-R の研究結果に基づき、SDR 及び CRS の導入を可能にするために、規制上の措置とその妥当性を検討すること。

＜議題の概要＞

SDR 及び CRS の導入に関する規則面からの措置の必要性を検討し、その検討結果に基づき、WRC-12 において適切な措置を講じるもの。

<考え方>

- ・ SDR と CRS に関して、(現行の) 無線通信規則 (RR) を変更する必要はない。
- ・ SDR と CRS は、無線通信規則第 1 条に規定される「無線通信業務」ではなく、如何なる無線通信業務及び電波天文業務(RAS)のシステムにも実装可能な技術である。SDR 技術と CRS 技術を使用する如何なるシステムも、割り当てられた周波数帯において、RR の条項に従って運用されなければならない。
- ・ SDR 技術と CRS 技術が周波数全体の利用において周波数利用効率向上と柔軟性を与えることから、これらの技術に過度の制約を課すのは適切でない。
- ・ SDR 技術と CRS 技術は、周波数全体の利用に更なる柔軟性と周波数利用効率の向上をもたらすので、これらの技術の開発と導入を促進する ITU-R での検討を、日本は支持する。
- ・ 周波数利用の逼迫緩和のため、CRS 技術が周波数全体の利用効率の向上に有効であることを考慮すると、CRS 技術に関する更なる ITU-R での検討が早急に必要であることから、CRS に関する ITU-R の検討を更に促進する WRC 又は ITU-R の新しい決議をつくるべきである。
- ・ 2012 年無線通信総会 (RA-12) 会合において、新たな ITU-R 決議を作成するためにも、アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) から RA-12 に対して、ITU-R 決議案を入力すべきである。RA-12 会合において、CRS に関する ITU-R 決議が作成されなかった場合は、WRC-12 において新たな WRC 決議を検討する必要があると考える。

**議題 1.20 5850-7075MHz における高高度プラットフォーム局用中継線 (HAPS Gateway link) への周波数特定**

決議第 734 に従い、5850-7075MHz の間において HAPS 用中継線向け周波数帯を特定すること。

<議題の概要>

5850-7075MHz において同一周波数帯を使用している既存の他業務の保護を前提に 1 チャンネル当たり 80MHz として 2 チャンネル分 (合計 160MHz) の周波数帯を HAPS の中継線用として特定するもの。

<考え方>

希望する国による HAPS の研究開発等を妨げないように、既存業務への干渉回避確保を必要条件としつつ、HAPS 用中継線向けに新たな周波数帯域を特定することは適当であるとする。

### **議題 1.21 15.4-15.7GHz 帯における無線標定業務（RLS）への一次分配の検討**

決議第 614(WRC-07)により、ITU-R の検討に基づき、15.4-15.7GHz 帯における RLS への一次分配を検討すること。

#### **<議題の概要>**

既存業務である航空移動業務（AMS）及び固定衛星業務（FSS）と RLS との間での共用に関する ITU-R の研究に基づき、15.4-15.7GHz 帯における RLS への一次分配を WRC-12 において検討するもの。

#### **<考え方>**

15.4-15.7GHz 帯の隣接帯である 15.35-15.4GHz は、電波天文業務（RAS）により利用されており、当該業務が適切に保護される条件を付した上で RLS を一次分配するという ITU-R の研究結果を支持する。

### **議題 1.22 短距離無線機器からの発射の無線通信業務への影響の検討**

決議第 953（WRC-07）の規定に従い、短距離無線通信装置からの発射が無線通信業務に及ぼす効果を検討すること。

#### **<議題の概要>**

無線通信業務が適切に保護されるよう、無線通信規則で産業科学医療（ISM）機器の運用可能となっている周波数帯の内外における短距離無線機器（SRD）、特に RFID（Radio Frequency IDentification）からの発射について検討を行うもの。

#### **<考え方>**

- ・ 既存のサービスは SRD からの有害な干渉から保護されるべきである。
- ・ 多くの既存の SRD はその他の既存業務に有害な影響を与えず現在使われていることから、既存の SRD に過度な制約を設けることは適当でない。
- ・ 本議題の検討に当たっては SRD のアプリケーションの将来の発展を阻害する過度な制約を設けることは適当でない。
- ・ 現状維持を支持する。

### **議題 1.23 415-526.5kHz におけるアマチュア業務の 2 次分配の検討**

既存の業務を保護する必要性を考慮しながら、415-526.5kHz 帯での約 15kHz を二次的基礎でアマチュア業務に分配することを審議すること。

### <議題の概要>

既存業務等の保護の必要性を考慮しながら、415-526.5kHz 帯における約 15kHz 幅のアマチュア業務への 2 次分配を検討するもの。

#### <考え方>

既存業務の保護の検討が十分に行われることを条件に、アマチュア業務へ 15kHz の周波数を 2 次分配する解決法を支持する。その中でも、連続的に 15kHz を二次分配する解決法はより望ましい。

### **議題 1.24 7750-7850MHz 帯における気象衛星業務の 7900MHz までの分配拡張の検討**

決議第 672 (WRC-07) の規定に従い、気象衛星業務への 7750-7850MHz 帯の既存分配について、非静止気象衛星の宇宙から地球方向に限り、この分配を 7850-7900MHz 帯に拡大する目的で検討すること。

### <議題の概要>

非静止気象衛星業務(宇宙から地球)の 7850-7900 MHz 帯への分配拡張を検討するため、気象衛星業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改訂について検討するもの。

#### <考え方>

次世代の非静止気象衛星システムに必要な帯域幅の確保のための、7850-7900MHz 帯に気象衛星業務(宇宙から地球)を世界的に一次分配するに当たっては、ITU-R における共用検討の結果を踏まえ、既存業務の保護のため、少なくとも、7250-7850MHz 帯に現在適用されている無線通信規則第 21 条の表 21-4 に含まれる電力束密度制限値及び 7750-7850MHz 帯におけるパラメータを、拡張帯域にも適用することが必要であると考ええる。

### **議題 1.25 移動衛星業務 (MSS) への追加分配の検討**

決議第 231 (WRC-07) の規定に従い、MSS への、可能な追加的分配について検討すること。(4-16GHz 帯に焦点を当てて検討。)

### <議題の概要>

WRC-12 に向けて、特に 4GHz から 16GHz 帯に焦点を当てて、本帯域における既存業務に不当な制限をかけることなく、共用性及び両立性を考慮に入れて、地球から宇宙方向及び宇宙から地球方向の MSS に、新たに分配できる可能性のある帯域の研究を完了させるもの。



#### <考え方>

- ・ MSS への分配は、既存の、計画中の及び将来の無線通信業務の保護が確実になされ、過度な制約とならないことが条件である。
- ・ ITU-R において、既存業務との共用・両立性検討が十分に行われることが必要である。
- ・ WRC-12 までに共用・両立性検討が終了しなかった帯域については、既存業務の保護を確保するため、MSS に分配されないことが適当である。
- ・ 決議第 231 (WRC-07) の下で ITU-R における検討が行われたため、WRC-12 後、決議第 231 は削除されるのが適当である。
- ・ ITU-R で共用・両立性の検討が行われている以下の各周波数帯について、以下のとおりと考える。
  - － 5150-5250 MHz 帯： ITU-R において、本ダウンリンクと対になるアップリンクの帯域 (15GHz 帯) における共用・両立性検討が更に行われる必要があると考える。
  - － 7055-7250 MHz 帯： 我が国及び ITU-R における共用検討の結果、宇宙研究業務及び固定・移動業務との共用は困難であり、MSS への分配は適当でないと考ええる。
  - － 8400-8500 MHz 帯： 我が国及び ITU-R における共用検討の結果、宇宙研究業務との共用は困難であり、MSS への分配は適当でないと考ええる。
  - － 10.5-10.6 GHz 帯： 我が国及び ITU-R における共用検討の結果、固定・移動業務との共用は困難であり、MSS への分配は適当でないと考ええる。
  - － 13.25-13.4 GHz 帯： ITU-R において、航空無線航行業務との共用検討が更に行われる必要があり、また、本ダウンリンクと対になるアップリンクの帯域 (15GHz 帯) における共用・両立性検討がさらに行われる必要があると考える。
  - － 15.43-15.63 GHz 帯： ITU-R において、電波天文業務との両立性検討が更に行われる必要があると考える。

#### **議題 2 無線通信規則 (RR) に参照による引用をされた ITU-R 勧告の参照の現行化**

決議第 28 (WRC-03、改) に従って、RR において参照により引用され、無線通信総会から連絡のあった改訂 ITU-R 勧告を調査し、決議第 27 (WRC-07、改) の付録にある原則に従って、RR における当該参照の現行化の是非について検討すること。

#### <議題の概要>

RR において義務規定として参照・引用されている ITU-R 勧告が WRC-07 から WRC-12 までに改訂された場合、当該改訂 ITU-R 勧告について RR における参照・引用の更新を行

うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。

また、RR が ITU-R 勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

**<考え方>**

RR 第 4 巻へ RR 第 1～3 巻の各条項で参照されている ITU-R 勧告を示す対照表を含めることを支持する。

**議題 4 決議・勧告の見直し**

決議第 95 (世界無線主管庁会議 (WARC) 及び WRC の決議及び勧告の全般的な見直し : WRC-07、改) に従い、過去の世界無線通信会議の決議及び勧告を改正、置換又は廃止する観点から見直すこと。

**<議題の概要>**

過去の世界無線通信会議で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わない WRC 決議・勧告が対象。

**<考え方>**

世界無線通信会議の決議・勧告を最新のものとするために、決議・勧告を常に見直すことは重要であり、決議第 95 で示される必要でなくなっている決議・勧告の破棄、進展のないものの必要性の見直し、時代遅れのものの修正等の目的を達成すること及びそのための手続を支持する。

**議題 7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し**

全権委員会決議第 86 (2002 年マラケシュ、改) 「衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続」に応じ、決議第 86 (WRC-07、改) に従って、可能な変更について検討すること。

**<議題の概要>**

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、無線通信局 (BR) における衛星網のファイリングの処理にかかる事務処理の積滞解消及び BR と主管庁のコスト削減を達成するため、

衛星網にかかる調整及び通告の手続の見直しを行うもの。

＜考え方＞

我が国は、衛星網に関連する事前公表、調整、通告及び登録手続に関し、それらの欠陥を補い、主管庁及びBRの不要な負荷を低減するための可能な変更を、原則的に支持する。しかしながら、各主管庁による確実な衛星運用への困難さや危険性を増大させる、若しくはその適用において曖昧さや不確実性を残す手続の変更は支持しない。

**議題 8.1 無線通信局長報告の検討**

以下の無線通信局長報告を検討して承認すること。

**議題 8.1.1 (Issue A) 妨害からの無線通信サービスの保護**

決議第 63 無線通信サービスの十分な保護を保証するために、無線通信規則 (RR) で産業科学医療 (ISM) 機器用として割り当てられた周波数帯又はそれ以外の周波数帯で使用される ISM 設備からの放射に課する許容値に関する研究が必要。

**議題 8.1.1 (Issue B) RR 付録第 30A 号第 9A 条及び同付録第 30 号第 11 条の表における備考欄の更新を行う**

**議題 8.1.1 (Issue C) 地球観測アプリケーションについて**

**議題 8.1.2 RR の適用の際に生じた困難又は矛盾、及び**

**議題 8.1.3 国際電気通信連合 (ITU) 条約第 7 条に従って、決議第 80 (WRC-07、改) に応じた措置に関する無線通信局長の報告を検討し承認すること。**

＜議題の概要＞

**議題 8.1.1 (Issue A)**

無線通信サービスの十分な保護を保証するために、RR で ISM 機器用として割り当てられた周波数帯又はそれ以外の周波数帯で使用される ISM 設備からの放射に課する許容値に関する研究をするもの。

**議題 8.1.1 (Issue B)**

RR 付録第 30A 号第 9A 条及び同付録第 30 号第 11 条の表の備考欄について分析を行い、必要に応じ更新を行うもの。

**議題 8.1.1 (Issue C)**

地球観測無線通信アプリケーションの重要な役割や世界的な重要性の認識及びこれらアプリケーションの利用や利点に関する主管庁の知識や理解を向上させるための研究を行い、WRC-12 での無線通信局長報告書のなかで本研究結果を包含できるようにするもの。なお、本件は新たな分配や追加的な保護を求めるものではない。

**議題 8.1.2**

RR を実際に適用していくなかで遭遇する、失効している規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRC で検討、承認するもの。

### 議題 8.1.3

決議第 80（静止衛星軌道やその他の衛星軌道及び周波数の合理的、公平、効果的かつ経済的な使用手続について研究することを規定）に基づき、ITU 憲章第 44 条に含まれる基本原則について、今後 ITU-R で検討のうえ無線通信規則委員会（RRB）において審議し、その進捗状況を無線通信局長報告として毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

#### <考え方>

##### 議題 8.1.1 Issue A

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

##### 議題 8.1.1 Issue B

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

##### 議題 8.1.1 Issue C

「地球観測及び関連アプリケーションのための無線スペクトルの使用の本質的役割及び世界的重要性」に関する ITU-R 報告 RS.2178 に含まれる ITU-R の研究の結果を支持する。

特に地球観測に焦点を当てた、他の科学アプリケーションの認識を向上させる方法も調査される必要があることを考慮して、関連無線業務の認識の向上を支持する。

また、本議題の設定の背景にしたがって、決議第 673（WRC-07）の改訂は、地球観測の本質的な役割や世界的な重要性を強調するものであり、新たな追加分配や更なる保護につながらないべきであると考ええる。

##### 議題 8.1.2

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

##### 議題 8.1.3

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

### 議題 8.2 将来の世界無線通信会議の議題

次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること及び決議第 806（WRC-07）を考慮して、後続の世界無線通信会議のための仮議題及び将来の世界無線通信会議で検討する可能性のある議題に関する見解を表明すること。

#### <議題の概要>

次回、次々回以降の世界無線通信会議の仮議題等を設定するもの（決議第 806 は WRC-16 の仮議題）。

#### <考え方>

■ 以下の新議題提案が APT 提案となるよう対処する。

- ・ 79GHz 高分解能レーダーのための 77.5-78.0GHz の無線標定業務への分配検討。
- ・ 次世代移动通信（IMT）スペクトラム特定に関する WRC-16 議題提案。
- ・ 全世界的な海上遭難・安全システム（GMDSS）近代化と総合的な航海支援システ

△(e-Navigation)を支持するための周波数要件と無線通信規則改訂の検討。

■APG2012-4 会合で提案されている以下の新議題提案を支持し、APT 提案となるよう対処する。

- ・ 10-15GHz 帯における既存の非プラン固定衛星業務(FSS)アップリンク/ダウンリンク周波数の非対称の問題の検討。